

## (2) 蔵書目録の刊行

昭和46年4月から47年3月までの間に増加した図書館資料3200冊を収録して、昭和46年度増加図書目録を刊行し、関係方面に配布した。

# 第3節 館内奉仕

## 1. 館舎内部改装について

### (1) 基本構想

およそ公共の機関であるかぎり、それが存在する以上はひとりでも多くの住民に利用してもらうことを企図した運営が必要である。このことは公共図書館についても当然同様である。とりわけ人間性の回復とか生涯教育の必要の唱えられる今日の社会では、このことはいっそうの意義を持つ。しかるにわが国の公共図書館の利用の実績は先進諸国のそれに比べてきわめて低い。「図書館は学生・生徒の勉強部屋に過ぎない」という酷評を館界人自体定説に近いものとして受けとらざるを得ない現況である。むろん図書館資料を熱心に利用する人々は相当数にのぼりこれだけでも図書館の存在理由とはなるだろう。現に図書館は2年または3年に1度だけ利用されるような資料が備えられていることが重要だとする、いわば資料中心の考え方もある。しかし公共図書館である限りより多くの人々に利用されることを考えなくてはならないとする、やや奉仕中心の存在理由も一方にあることも確かである。最近多くの公共図書館が行なっている団体貸出や移動図書館等の業務は、むろん後者の考え方に立つ発想であろうし、また館内利用を促進するためにも、館舎の設計はとくに市立図書館のような第一線図書館では、スーパーマーケットのように、入口を随所に設けたはり易いものでなければならぬとする主張などもここからでている。ひるがえって本館の構造をみると、住民の近つき易い1階は事務室や館長室が主要スペースを占めている。このことは近代的公共図書館の在り方にも反している。そこでこの1階全部を利用者に解放することと各階層を機能別に統一しサービスを強化することを主眼とする館内の模様替えが必要であるとの結論に達し、館内に設けられた業務改善委員会における討議およびこれを受けてきた設備改善準備委員会は、じゅうぶんな研究を重ね、改装計画を立案して実施した。

### (2) 各階層別部屋割

#### ① 1階各室について

##### ○ 軽読書室

従来図書館を一度も利用したことのないような人々にも親しんでもらうため、各種新聞をはじめ趣味・娯楽等に関する雑誌や単行本と娯楽中心の週刊・月刊の雑誌等のほか、生活上の実用知識に役立つ解説書風のやさしい単行本も揃えた。調度品や資料の配列・配架等もすべて“くつろぎと趣味と生活”のコーナー風のアレンジを行なった。なおこの部屋の存在目的は、図書館利用の契機とすることにあるから、館の閲覧・貸出し手読きを掲示した。

##### ○ 児童室

読書習慣のない成人を読書に誘うことはむずかしいが、児童の場合はやり方いかんで容易に本に親しむという定説に立

って、児童室を重視しよう、児童のことだから必要以上の利用規則は、かえって角を矯めんとして牛を殺ろすことになる、多少の高声、けんそうもやむを得ない。との考えにより独立した従来の館長室をこれにあてた。

##### ○ 公開図書館

利用者が手にとって本の内容を見てから貸出しを受けることのできる公開図書架方式が、閉架式にまさることはもはや常識以上のものがある。この部屋を1階に移した意味は、軽読書室に立ち寄り人々が、更に進んで公開図書室をのぞき得るような配慮およびその他の利用者にもアプローチ上の便宜を考えたからである。ただこの部屋をここに移動するために、書庫の資料12万冊の入れ替え作業を余議なくされ、全館員に多大の労働が課された。

##### ○ 談話室

図書館のもつ文化的機能に立脚し、各種文化団体または同好組織等の利用に供するため、新たにこの部屋を設けた。これも閉ざされた図書館から「社会に向って開かれた」図書館にしようとするささやかな企てである。

#### ② 2階各室について

##### ○ 調査相談室

##### 新聞・雑誌コーナー

従来雑誌は部屋の一隅、廊下に等しいところで閲覧していたが、新聞とともに一室を設け、1年間のバックナンバーを揃え、またスペースの関係で公開できなかった専門誌・業界誌も大量に展示できるようになった。新聞についても、主要なものは、1年間、縮刷版も自由に閲覧できることとなった。

##### ○ 参考図書コーナー

各種辞典・年鑑・紀要等の参考図書の検索は、図書館利用の核心的一面でもある。この意味からこの部屋のスペースをふやしかつ資料の充実を図った。

#### ③ 3階各室について

##### ○ 青少年閲覧室

従来は学生・生徒閲覧室として、3階のスペースのほとんど全部をこれにあてていた。この部屋の利用者の大部分は不閲覧者であり、単に家庭の勉強部屋の代替えにこの部分を使用していた。図書館法で規定する図書館の奉仕機能の中にも、この種の施設利用は含まれていない。したがって他の県立図書館ではこの種の入館者には一定の規制をしているところが多くなっている。本館としては、本来的意味の利用者をふやす意図のもとに模様替えを実施するのであるから、1階全部を利用者に解放するため、3階に事務室・館長室を移動する必要から、やむなく学生・生徒閲覧用のスペースを半減した。これに伴い従来男女別の閲覧室の区分を廃止して、単に「青少年閲覧室」と名称を改めた。

### (3) 実施作業

昭和47年3月30日までにすべて計画を終り、4月20日新装開館を目標として、31日から4月19日までを作業期間として、全館員あげて従事した。

## 2. 館内奉仕

館内奉仕は前述した模様替えにより面目を一新したが、とくにここでふれておきたいのは受付の廃止である。従来は正面玄関からはいってすぐ右側に受付をおき、ここで利用票の